

公共交通人材確保対策奨励金【新規】

府内導入2番目
府内最高額

地域の生活を支える公共交通において、運転士不足が深刻な課題。
5年前と比較して、運転士数は路線バスで約2割、タクシーで約3割減少しており、このままでは、将来にわたって運行体制を維持していくことが困難な状況。
そこで、新たな担い手の確保と人材の定着を図ることを目的に、奨励金を交付。
奨励金は、運転士として雇用された時点の年齢と経過年数に応じて交付。

40歳未満の方
3年間で
最大100万円

40歳以上の方
3年間で
最大50万円

対象者及び要件

①対象者

令和5年4月1日以降に、市内に営業所等を置く路線バス・タクシー事業者に雇用された運転士

②雇用契約

正社員、1年以上の期間の定めがある雇用契約の方

③勤務実績

路線バス: 営業所等の年間運行日数の3分の1以上勤務
タクシー: 1日6時間以上かつ月15日以上勤務

4 公共交通人材確保対策奨励金について

交付時期・交付額

雇用された 時点の年齢	6か月 経過時	1年 経過時	2年 経過時	3年 経過時	合計
40歳未満	30万円	30万円	25万円	15万円	100万円
40歳以上	15万円	15万円	12.5万円	7.5万円	50万円

- ・運転士として雇用された時点から経過年数に応じた奨励金を交付
- ・令和5年4月～令和8年3月の間に既に雇用されている方は、令和8年4月1日以降、最初に迎える節目から適用

問い合わせ先

事業名	担当課	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
公共交通人材確保対策奨励金	企画政策課	後 川北	0773-66-1042	0773-62-5099	plan@city.maizuru.lg.jp